

第2回

空き家の不安、そのままにしていませんか？

空き家相談会

解体工事の進め方や費用感、売却・活用、相続など、空き家に関する不安や悩みについて、市と連携する専門家が個別の相談に応じます。この機会に、気になっていることを少しだけでも専門家に聞いてみませんか？

事前
予約制

令和8年

3.26 木

14:00～16:00

場所 館林市役所 5階 研修室

※宅建業協会による対面相談と、株式会社クラッソーネによるオンライン相談を行います。いずれも同会場にて行い、申込内容に応じて担当相談員をご案内します。

相談無料

定員

12組（申込順）※相談時間は1組30分程度を予定

相談員

宅地建物取引士（一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 館林支部）
株式会社クラッソーネ（空き家対策連携事業者）

対象者

館林市内に所在する空き家（住宅）を所有・管理している方、または
今後、市内の自宅等が空き家となる可能性のある方。
※市外に所在する空き家に関するご相談は対象外となります。

持ち物

相談内容に関する書類や写真、図面などの資料がありましたらご持参ください。

お問い合わせ・お申し込み

申し込み期間：令和8年2月6日(金)～3月19日(木)
申し込みフォームまたは電話でお申し込みください。申し込み
フォーム

電話

0276-47-5156 (直通)

受付時間：平日 8時30分～17時15分



館林市 都市建設部 建築課 〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号

空き家の放置がもたらす3つのリスク

空き家の長期間放置は、様々な実害が発生します。放置すればするほど、整理が難しくなる“負動産”に。

親族や近隣に負担をかけないためにも、自治体の制度を確認して早期解決に取組みましょう。

Risk
01

累積する 家計へのダメージ!!



空き家は保持しているだけで、固定資産税・水道光熱費・火災保険料・營繕費用・移動交通費などがかかります。地域や建物により異なりますが、一般的には年間20~30万円程かかるケースが多く、5年間も経てば100万円を超える看過できない負担に。

Risk
02

老朽家屋が 法的措置の対象に!?



建物の管理がすぎて危険と判断されると「特定空家等」や「管理不全空家等」に認定されます。特定空家等では、行政代執行による強制撤去で費用を請求されるリスク、管理不全空家等では固定資産税の減免措置が解除され、納税額が上がるリスクが!

Risk
03

火災・損壊による 近隣トラブル!?



人が住まなくなり、管理がされなくなった建物は想像以上に劣化が早くなります。樹木や雑草の繁茂、ゴミの不法投棄など近隣とのトラブルの要因にも。空き家の火災や倒壊で近隣に被害を出したら数千万円超の損害賠償請求をされるリスクも!

まずは空き家の資産価値を調べてみよう！



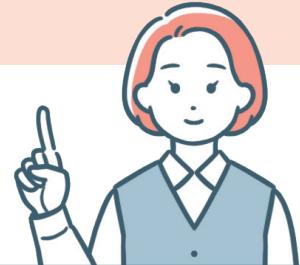
簡単な質問に答えると
あなたの空き家の資産価値

① 土地の売却査定価格
② 空き家の解体費用
をAIで算定します。
また、必要な方には
解体工事の一括見積りや
不動産仲介等のご紹介も
いたします。



すまいの終活ナビ
2023年度の国土交通省
空き家対策モデル事業に採択

館林市版



館林市

crassone

館林市は、空き家の適正管理及び除却や活用を促進するため、株式会社クラッソーネと「空き家除却促進に係る連携協定」を締結しています。

締結に関する
詳細はこちら ➡

